

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第50号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
1～25 略		1～25 略	
26 特例条例別表第2の26の項の規則で定める書類	<p>薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（(2)から(7)までについては、医薬品の販売又は授与に従事する薬局又は医薬品販売業の店舗に係る許可等の事務を高松市が処理しているものに限る。）</p> <p>(1) <u>法第8条の2第1項及び第2項の規定による報告に係る書類</u></p> <p>(2) <u>省令第159条の7第1項、第159条の10第3項、第159条の11第2項及び第159条の12第2項に規定する申請書</u></p> <p>(3) <u>省令第159条の8第2項に規定する登録証</u></p> <p>(4) <u>省令第159条の9第2項の規定による届出に係る書類</u></p> <p>(5) <u>省令第159条の11第1項の規定により書換え交付をする登録証</u></p> <p>(6) <u>省令第159条の12第1項の規定により再交付をする登録証</u></p> <p>(7) <u>省令第159条の12第4項及び第159条の13に規定する登録証</u></p>	26 特例条例別表第2の26の項の規則で定める書類	<p>薬事法（昭和35年法律第145号）<u>第8条の2第1項及び第2項の規定による報告に係る書類</u></p>

<p>27 特例条例別表第2の27の項の規則で定める書類</p>	<p>略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 政令第3条、第5条第2項、第6条第1項、第8条第2項及び第9条第2項に規定する申請書</p> <p>(4) 政令第8条第1項の規定により書換え交付をする免許証</p> <p>(5) 政令第9条第1項の規定により再交付をする免許証</p> <p>(6) 政令第9条第5項及び第10条に規定する免許証</p>	<p>28～36 略</p>
<p>27 特例条例別表第2の27の項の規則で定める書類</p>	<p>薬剤師法（昭和35年法律第146号。以下この項において「法」という。）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号。以下この項において「政令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 政令第1条、第3条第2項、第4条第1項、第5条第2項及び第6条第2項に規定する申請書</p> <p>(4) 政令第5条第1項の規定により書換え交付をする免許証</p> <p>(5) 政令第6条第1項の規定により再交付をする免許証</p> <p>(6) 政令第6条第5項及び第7条に規定する免許証</p>	<p>28～36 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。